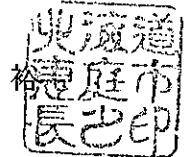


恵庭市告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、以下のものを指定公金事務取扱者に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月6日

恵庭市長 原田



1. 指定公金事務取扱者の住所および名称

- (1) 東京都港区芝浦3-1-21 msb Tamachi 田町ステーションタワーS
株式会社ファミマデジタルワン

2. 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和7年12月25日

委託する歳入の徴収又は収納事務

インターネットを利用して納付されるえにわ・花子さん愛情寄附金

3. 委託する期間

令和7年12月25日から令和8年3月31日まで